

別海町議会会議録

第1号 (平成26年7月31日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第59号 | 別海町ふるさと交流館設置条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第60号 | 財産の取得について |
| 日程第 6 | 議案第61号 | 財産の取得について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第59号 | 別海町ふるさと交流館設置条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第60号 | 財産の取得について |
| 日程第 6 | 議案第61号 | 財産の取得について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について |

○出席議員 (16名)

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 2番 | 松 壽 孝 雄 | 3番 | 森 本 一 夫 |
| 4番 | 今 西 和 雄 | 5番 | 西 原 浩 |
| 6番 | 杳 澤 昌 廣 | 7番 | 小 林 敏 之 |
| 8番 | 安 部 政 博 | 9番 | 瀧 川 榮 子 |
| 10番 | 山 田 信 | 12番 | 松 原 政 勝 |
| 13番 | 戸 田 博 義 | 14番 | 戸 田 憲 悦 |
| 15番 | 中 村 忠 士 | 16番 | 佐 藤 初 雄 |
| 副議長 | 17番 安 田 輝 男 | 議長 | 18番 渡 邊 政 吉 |

○欠席議員 (1名)

- 1番 木 嶋 悦 寛

○出席説明員

- | | | | |
|-------|-------|--------|---------|
| 町 長 | 水 沼 猛 | 副 町 長 | 磯 田 俊 夫 |
| 教 育 長 | 真 籠 毅 | 代表監査委員 | 志 賀 正 章 |

監査委員	田村秀男	総務部長	佐藤次春
福祉部長	竹中仁	産業振興部長	有田博喜
建設水道部長	小西健夫	教育部長	中谷隆弘
病院事務長	佐藤一彦	会計管理者	田保圭乙
農委事務局長	佐々木勉	総務部次長	河嶋田鶴枝
産業振興部次長	佐藤則夫	産業振興部次長	山崎茂
総務課長	佐藤告	総合政策課長	浦山吉人
財政課長	河嶋田鶴枝	税務課長	中村公一
特養建設準備室長	竹中仁	町民課長	三戸俊人
農政課長	山崎茂	水産みどり課長	佐藤則夫
商工観光課長	大槻祐二	事業課長	千葉悦男

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

5番 西原浩

6番 沓澤昌廣

7番 小林敏之

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

なお、本日は気温が大変高くなることが予想されますので、上着を脱ぐ方は許可をいたしたいと思います。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、平成26年第3回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、1番木嶋議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

5番西原議員、6番沓澤議員、7番小林議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成26年第3回の別海町議会臨時会を招集させていただきました。

議員各位におかれましては、時節柄御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、臨時会の開催に当たりまして、2点ほど報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、別海高等学校普通科の募集定員の削減にかかわる件についてでござ

います。

6月定例会の行政報告の中で、計画案の概要等につきまして説明をしているところですが、その後の経過等につきまして御報告をいたします。

6月には、町内18の小中学校におきまして、PTAへの内容説明及び別海高等学校普通科学級増に関する要望書について取り組んでいただきました。

また、7月1日には、北海道別海高等学校教育振興会の臨時総会が開催されまして、北海道教育委員会に対しまして、全町挙げて計画案の見直しを要請していく旨が決議をされております。

ここで、教育振興会について若干説明をさせていただきますが、この会につきましては平成15年に、当時北海道教育委員会による道立高等学校の学区の見直し、あるいは再編の動きに対しまして、別海高等学校を維持するために、町、学校関係者、町内各団体がともに活動することを目的として設置された組織であります。

会長は、別海高校同窓会の会長でございます安部議員が務められております。町内の各農協・漁協、商工会の代表者、PTA、校長会の代表者などで組織をされて、顧問については町長、議会議長、教育長、高等学校長となっております。

今回の臨時総会には、委員のほか、別海高校のコミュニティースクール運営委員の皆様にも御出席をいただき、要請の決議をいただいたところでございます。

7月8日からは、振興会の決議を受けまして全町的な要請とするため、町内会の全面協力を得て、別海高等学校の普通科3学級の維持を求める署名に取り組み、短期間の中で8,223人からの署名をいただきました。

7月25日には、安部会長、渡邊議長初め、私を含めた振興会の役員総勢9名で、北海道教育委員会の立川教育長及び高井副知事に対し、署名を提出するとともに要請を行ってまいりました。また、代理ではありましたが、北海道議会議長と文教委員長にも同様の要請書を提出しております。

要請では、別海高等学校が町内唯一の高校として人材の育成を担っていること、本町の中学卒業生は今後も減少傾向にはないこと、町として別海高校への支援を積極的に行っていくこと、道内唯一のコミュニティースクールとして地域とともに魅力のある高校づくりを進めていくことなど、強く訴えてきたところであります。

しかしながら、今回の要請の中では、平成27年度募集の計画案を見直すとの回答には至っていないことから、短い期間ではありますが、今後も引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

議員各位には、このことにつきまして、今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたすところであります。

2点目ですが、新型インフルエンザ等の対策に関してであります。

別海町新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、本年4月25日に開催された第4回全員協議会におきまして、行動計画の原案の内容を説明させていただいたところでございます。

その後、5月1日から30日までの1カ月間、町内11カ所の公共施設及びホームページでパブリックコメントを募集いたしました。御意見等は特にございませんでした。

そこで6月17日付けで、原案のとおり別海町新型インフルエンザ等対策行動計画を確定いたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第4項の規定に基づきまして、6月20日に北海道知事に報告をしております。

なお、報告した行動計画に対しまして、北海道知事から修正等の勧告はありませんでした。

このことから、本日、特措法第8条第6項の規定に基づき、行動計画の策定について議会に報告するとともに、あす8月1日付けで町民の皆様公表することといたします。

次に、本臨時会に提出させていただきました議案の概要について御説明をいたします。

提出をいたしました案件につきましては4件、新たな条例の制定が1件、財産の取得についてが2件、専決処分の報告が1件でございます。

議案第59号は、別海町ふるさと交流館設置条例の制定についてであります。旧別海町交流センターについて公の施設として管理運営をしていくため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第60号、61号は、いずれも財産の取得についてであります。

議案第60号は消防ポンプ自動車、議案第61号はじん芥収集車をそれぞれ購入するもので、共に老朽化した現有の車両を交換契約により入れかえるものでございます。

報告第4号は、既に議会の議決を経て締結している工事請負契約の一部を変更する専決処分を行ったことから、その内容について報告するものでございます。

以上、提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4　議案第59号から日程第6　議案第61号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第4　議案第59号から日程第6　議案第61号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4　議案第59号

○議長（渡邊政吉君）　次に、日程第4　議案第59号別海町ふるさと交流館設置条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君）　おはようございます。

それでは、議案第59号別海町ふるさと交流館設置条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願いたいと思っております。

まず、本議案の提案に至りました背景等につきまして、御説明を申し上げます。

皆様御存じのように、旧別海町交流センターは、平成3年12月に友好都市との交流、通過型観光から滞在型観光への転換を担う拠点施設として、別海町が建設をいたしました。

た。

平成21年2月までは、第三セクターであります株式会社別海振興公社が町からの委託費あるいは補助金を受け、また、平成18年度からは指定管理制度の適用を受け、経営を行ってまいりました。

しかし、旧交流センターの運営については、さまざまな状況を考慮し、売却による民間活力の導入が望ましいと判断し、町は平成20年11月25日から12月25日までの期間、公募を行いました。

しかし、応募者はおりませんでした。

一方、平成20年12月の定例議会におきまして、別海町ふるさとランド条例の一部を改正する条例の制定により、条文から別海町交流センターを削除し、応募者は町内限定としていたものを変更し、再度、平成21年1月8日から2月9日までの期間、売却の公募を行いました。

その結果、1名の方から応募がありましたが、資格審査委員会において、入札参加資格はない旨決定されたところでございます。

そのため、平成21年5月1日付けで旧郊楽苑借り受け事業者の募集を行いました。

その結果2名の方から申請があり、旧郊楽苑借り受け事業者審査委員会において審査を行った結果、現在借り受けしております株式会社郊楽苑、申請時は個人名でございましたが、決定後法人化になっております。そこに決定し、現在に至っております。

しかし、町は昨年8月、旧交流センターの果たす役割は非常に大きいため、公の施設として管理運営を行う方向で進めるべく、各団体、有識者、一般公募者で構成しました旧別海町交流センター検討委員会で、平成26年度以降の運営方法や体制について、方向性を明確にするための検討をしていただきました。

報告書では、旧交流センターの存続の必要性については存続する必要があるとの総意ではありましたが、その方向等については意見の集約、結論は出ませんでした。しかし、多くの意見をいただきました。

町は、これら報告書、議会議員の皆様の意見及び町民からの要請、それらを検討した結果、旧交流センターは町民などの憩いの場、福祉の観点、他町村との交流を図るためのおもてなしの場として重要な施設と考え、その目的を果たすためには民間の活力を生かし運営していくことが最良であると考え、今般、条例を制定し、指定管理者制度の導入を図ろうとするものでございます。

それでは、条例案を抜粋して朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

別海町ふるさと交流館設置条例。

第1条、設置。

町民に憩いの場を提供し、福祉の向上と健康の増進を図るとともに、他市町村との交流を深め、明るく豊かな郷土づくりに寄与するため、別海町ふるさと交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

第2条、名称及び位置。

交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

1号、名称、別海町ふるさと交流館。

2号、位置、野付郡別海町別海141番地100。

第3条、事業。

交流館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1号、町民等の保養、休養、研修及び他市町村との交流の場の提供。

2号、地域観光、地場特産品等に関する情報の提供及び販売。

3号、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

第16条、指定管理者が行う業務ということで、指定管理者に行わせる業務の範囲は、次のとおりとする。

1号、交流館の施設等の維持管理に関すること。

2号、交流館の利用の許可、取消しその他施設の運営業務に関すること。

3号、利用料金等の収受業務に関すること。

4号、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務に関すること。

2項、第3条各号に掲げる業務を行うにあたり、維持管理に必要な経費は、指定管理者の負担とする。

ただし、天災その他特別の事由により指定管理者に負担させることが適当でないと町長が認める経費については、その経費の一部又は全部を町が負担することができる。

第17条、特別設備等の設置。

使用者及び指定管理者は、交流館の使用又は利用にあたって特別な設備等を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

附則といたしまして、この条例は26年10月15日から施行するというものでございます。

以上、議案第59号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） まず、基本的なことでお伺いをしたいのですが、経緯については今、部長のほうから説明が、これは何回も言われてきたことをもう1回整理して述べられたというふうに思うわけですが、経緯は述べられたけれども、今後の問題、経営をどういうふうに維持していくか。あるいは条例の目的になっていることが、どういう形で実行されていくかなど、そういう条例そのものよりも、その周辺の問題、あるいは背景になる問題ということについて説明は十分なかったというふうに思うのですが、条例そのものについての文言をいろいろを審議するという周辺の問題として、いろいろ質問をしたいというか、そういう問題があるわけですが、そこら辺、議会に対してというか、議員に対して丁寧に説明をするというような場を設定する考えがなかったのだろうかというふうに思うのです。

例えばですけれども、全員協議会等でざくばらんに、条例そのものというよりは、その周辺の問題だとか、今後の運営についてのさまざまな疑念だとか、そういうものを聞き取るというか、あるいは意見交流するというか、そういうふうな場を設定するという考えがなかったのだろうかというふうに思うわけですね。

いきなり条例案の審議ということに今なってしまうということにかかわって、その点をひとつお聞きしたいなというふうに思います。

それからもう1点ですけれども、条例そのものですが、後半に使用料の設定基準というふうにあります、それぞれ金額が出ていますよね。

この金額を案として示しているわけですがけれども、この額の算定になった根拠というのですか、この額を算定する根拠が何だったのだろうというふうに思いますので、そこら辺を説明していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

最後の料金の設定等については、所管のほうから説明させます。

まず、この問題につきましては、当然議会の皆さんと、これまでかなり詳細にわたっていろいろな議論を重ねてきたという、私はそういう実感を持っております。

背景がどういうものなのか、その辺は私もどういうことなのか、ちょっとその辺は想像つきませんが、いずれにしても、それも含めて、私どもとしては十分に議論させていただいてきたという認識で今回提案をさせていただいております。

また、検討委員会含めて、町民の皆さんにも広くこの問題については議論をいただいておりますし、また、町民の皆さんとの町政懇談会などいろいろなところでこの問題については御意見も伺い、そして町民の皆さんのさまざまな要請等も伺ってきたという認識であります。

ぜひ、その辺を御理解いただきまして、今回の条例についての御理解をいただきたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

別表にあります使用料の設定基準の金額の根拠ということでございますけれども、まず宿泊料につきましては1人1泊8,640円ということで、ここに書いてある金額は、あくまで限度額というふうに捉えていただきたいと思います。

それを受けまして8,640円の根拠でございますけれども、町内の17のホテル、旅館、民宿、それらの料金を全て調べました。

そうしますと、1泊1人最高額で8,740円です。

それを参考としまして、郊楽苑は建ててからだいぶ期間がたっておりますので、それらを参考としまして、とりあえず8,000円掛ける消費税ということで、8,640円を限度額として設定させていただきました。

次に貸し室料ですが、1室1時間1,290円ということでございますけれども、これにつきましても、現状、今郊楽苑は1,080円です。それを参考として、1,200円掛ける消費税8%でございますけど、その金額を端数を切り捨てまして1,290円と設定させていただいております。

特別室についても同様です。

多目的研修室、1室使用1時間につき1,350円につきましては、現状1,250円なっておりますので、その消費税ということで1,350円。その下の2室使用1時間につき2,700円。これについても、1時間当たり1,350円掛ける2ということで2,700円。

入湯料につきましては、現状600円になっておりますので、これを限度額として設定させていただきました。

飲食使用料につきましても、町内のものを参考に限度額1万円として設定させていただきました。

備考のほうにつきましては、宿泊料に食事料を加えた場合の上限額1万2,960円。これの根拠につきましては、宿泊料が一番上段に書いてあります8,640円、プラス町内の価格を参考としまして朝食が1,080円、夕食が3,240円、この三つを足しまして1万2,960円。これらを上限として設定させていただきました。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 1点目のことですけれども、町長は議会と十分話したというふうにおっしゃったのですけれども、確かに数回にわたって所管の常任委員会との論議というか、常任委員会の中で議題になったということはあったというふうに思うのですけれども、全員に対する説明というのはないわけではないけれども、例えば直近で言えば5月22日に全員協議会が行われましたけれども、十分なやりとりができる状況にはなかったというふうに思います。なかなか全員協議会というのは開かれなかったというのが現状なのです。

このことに関して全体に丁寧に説明をして、議員の意見等を聞くというようなことについては、余り時間がとられていなかったというのが現状なのです。そこら辺、町長のほうでも確認をしていただければというふうに思います。

それで今後の問題としてですね、これから非常に内容が濃い話になってくると思うのですよ。

指定管理ということになりますと、いろいろ計画書がどうなっているか、それに対する選定委員会なり、決定していく委員会、そういうものがどういう審議内容であったかとか、非常に濃密な話になっていかざるを得ませんよね。

そこら辺で、きちんとコンプライトされる前に、議員に対する説明は行われるのかどうか。当然行われるのではないかなというふうに私は思うわけですけれども、そこら辺を確認させていただきたいというふうに思います。

そういう意味での再質問であります。

それから、額の根拠をいろいろお話しされたのですけれども、私、インターネットで近隣の宿泊所の料金を調べてみたのですけれども、1泊2食付きで1万2,960円というのは、なかなかないですね。養老牛あたりにある旅館などが、大体これに匹敵する額かなというふうに思うのですが、その他で1泊2食付き1万2,960円、それから素泊まりで8,640円というところはなかなかないなというふうに思うのですが、そこら辺ちょっと私の認識と違うので、17の宿泊施設を調べたというふうになっているのですが、そこら辺の現状と、本当にそちらで調べられたことと現状が一致するのかどうかというのが、どうも疑問があるのですよ。

そこら辺で、もう少しきちんとした詳しい説明をしていただければというふうに思います。

それからもう1点ですけど、根拠の問題で例えば入湯料が600円というふうになっております。それで入湯料が600円の共同浴場と言いますか、入湯料が600円というところは近隣にあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず前段の部分について、私から答弁させていただきます。

まず、これからそれぞれ条件を付して公募ということになります。それを含めて、そして選考委員会含めて最終的結論を出していくという流れになりますけれども、いずれにし

ても、私どもは、それぞれ議員の皆様にも説明については、これはしっかりやっていきたいと考えております。

どこら辺まで説明をしていくかについては、今後、所管の常任委員会を含めて相談をしながら、それらをどのような形で説明していくかも今後検討してまいりたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

議会への報告ということで、今、町長がおっしゃられたとおりでございます。

次に、額の根拠ということで、近隣と比較すると大分違うのではないかというお話でございましたけども、あくまでこれは公の施設ということで、民間のホテル、旅館、そういったものとは金額はおのずと違ってきているのかなと思います。

ただ、近隣の公の施設、そういったものも調べた中では、決してそんなにかけ離れた料金設定にはなっていないのではないかなというふうに思っているところです。あくまでこれは上限ということで御理解願いたいと思います。

あと、入湯料の600円につきましては現状600円ということで、近隣については500円というケースが多いというふうに認識をしているところでございます。あくまでこれも上限ということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと細かい確認になりますが、確約をいただきたいと思うのです。そういう意味でちょっと再々質問になるわけですが、条例の制定後ですね、指定管理選択委員会が開催されると、そして公募が始まるわけですね。

公募が始まったときに、その公募に応じる団体は、申請書のほかにさまざまな添付書類があるわけです。例えば業務計画書だとか収支計画書だとか、団体の経営状況の説明書であるとか、そういうものを添付して応じるということになるわけです。

これらの状況について、ちゃんと選定委員会にかかる前に、議会に対する説明があるのかと。それは当然、今の答弁内容で言うと、きちんと説明をすと言うのだから、それはちゃんと説明するということになるのかなというふうに思います。確認をさせていただきます。

それから、選定委員会が開催されてから指定の議決があるわけですがけれども、指定の議決後に協定を結ぶことになっていますよね。

協定を結ぶのだけれども、コンプライトされてから、協定書が結ばれてから議会に報告されてもですね、もう締結された後だから、議会の意見というものは反映されるということはないわけですね。

ですので、もう締結されてしまうわけですから、締結された後に議会の意見がいろいろ出てきても、締結されたならもうだめですね。

だから、締結される前に町の基本的な考え方だとか、こういうことで締結したいだとか、そういうような町の考え方というのは議会にちゃんと報告されて、議員の意見等を聞かれるという機会があるのかどうかということ、ちょっと細かいですけども大事な点なので、そこら辺をちょっと確認をいたします。

要するに、町長は説明をしたと言うけども、今後本当に説明がされるのかどうかということを確認したいためにですね。ちょっと細かくなりましたけど、考え方を聞かせください。

それから2点目ですけれども、根拠については公の施設の額を調べたのだというふうにおっしゃられましたよね。

その17の宿泊施設を調べたというのですが、その17の宿泊施設というのは、17全部を言っていくとちょっと時間はないかなというふうに思うのですが、それはどこなのですか。ちょっと聞きます。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） まず前段の質問ですけれども、選定委員会で、これが最終的に、私どもから選定委員会の皆さんにお任せをして決定していただくという、そういう流れですので、その前に例えば議会の皆さんにその内容について相談するとか、そういうことはすることはないと思います。

それでない、選定委員会の皆さんしっかりと権限のもとで選定するわけですから、それで選定が決まった後は、そのことについて議会の皆さんに報告しますし、当然指定管理者として議会で議決をいただくという流れになりますので、そこで、議会の皆さんの関与が出てくるという流れでございますので、ぜひ、その辺は選定委員会というのはどういうものであるか、これについて、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

私の言い方がちょっと御理解されなかったようですが、先ほども申しあげました料金の設定については、町内の17の施設を基準として出しました。

そして比較としまして、公の施設ということで道内15の施設、釧路の山花から、むかわ町の四季の館というのがあるのですが、それら15の施設の料金を調べました。

それらについて、限度額について一番安いものでは5,500円から、高くても1万2,000円くらいとかという形になっております。これを参考として、あとは町内の高い料金を参考として出したものでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「議長」と叫ぶ者あり）

○議長（渡邊政吉君） 中村……。

はい、森本議員。

○3番（森本一夫君） ちょっと確認したいと思います。

第2条の名称なのですが、現在、別海町郊楽苑という名称が通っていますが、ここで名称を別海町ふるさと交流館というふうにしているということは、郊楽苑という名称は出てこないということでしょうか。これがまず1点です。

それと2点目ですが、第16条の（2）ですね。交流館の使用許可、取り消しその他施設の運営業務に関する事の中で、例えばお客さんとのトラブルが発生したときに、どこが責任をもって対処するのか。これをちょっと確認したいと思います。

それと第17条の中では、移動できかねるような設備を設置したときに、そういうものを設置したいというときには町としてどういう対応をするのか。

ちょっとその3点お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

名称につきましては、今議員おっしゃられましたように、町としては別海町ふるさと交

流館ということで、郊楽苑という名前は表面上出てきません。

たまたま、今借り受けしている業者の方が株式会社郊楽苑ということで、そこの方になれば、その名前を使うのかもしれませんが、町としては郊楽苑という施設はなくなるという形になります。

あくまで前回も旧交流センターという中でやっけていまして、あくまで郊楽苑という名前でなくて、ふるさと交流館という名前で処理されるという形です。

あと、16条はあくまで指定管理という形ですから、トラブルについては最終的に町を交えた中で対処するという形になるというふうに考えます。

あと、17条、移動できないものというお話でございましたけど、あくまで指定管理という形で期間が決まっていますので、仮にですけど指定期間が終わった後、それを現状に戻すといえますか、そういったことが無理であるような施設は、また協議をして、対処しなければならないというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

ほかに御質問ございますか。

（「議長」と叫ぶ者あり）

○議長（渡邊政吉君） 中村議員につきましては、3回の質問が終わりましたので……。

○15番（中村忠士君） 非常に大事な問題なので、お願いします。

○議長（渡邊政吉君） ちょっとお待ちください。

ほかの議員の質問を先に承りたいと思います。ございますか。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 産業の委員なので、内容については説明を受けているのですが、2点ほどお聞きしたい点がありまして、産業の委員会では今後のスケジュールということが報告されていまして。

12月1日の営業開始ということで、選定委員会、選択委員会、それから9月定例議会でどういことを決めていくのだというスケジュールの説明があつたのですけれども、その説明は本日されていないので、委員会では説明を受けているにせよ、この議会で説明されていないので、なぜ、きょう説明を行っていないのかというのが質問ということになると思うのですが、なぜ行わなかったのかというのが1点目。

それから2点目としては、先ほど背景として説明を受けたのですけれども、平成20年12月の定例議会で条例を廃止するときも、民間活力を活用するために条例を廃止して、普通財産として貸し付けるとい説明のもとに、我々もそのほうが民間活力しやすいのだったらということで賛同いたしました。

今回、また条例を制定するに当たって、民間活力を活用するために、また条例が制定するのだというふうになると、ちょっと理解できないと言いますか、だったらこの5年間はどうかだったのかと。どういふうに総括しているのかというのが説明されないと、平成3年に設置してから建物自体はほとんど変わっていないわけですから、その位置づけなり意味づけが、この5年間で変わったということなので、その辺はどうかいふうに考えているのかというのを2点目として質問したいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、西原議員おっしゃられましたように、産業建設常

任委員会のほうでは何回か御説明申し上げまして、そのたびに日付が若干、本日の議会についてもそうですが、当初予定していたものが動いてきたという中で、その変更についても御説明してきたわけですが、本日条例の説明という中で、今後のスケジュールのお知らせが抜けていたこと、御容赦願いたいと思います。

それを受けまして、再度、今後のスケジュールについてお知らせしたいと思います。内容につきましては、産業建設常任委員会に報告している内容と同じでございます。

まず、条例の制定ということで、本日提案させていただいています。

これを受けまして、あす、指定管理選択委員会、これは職員による選択委員会ですが、これを開催する予定にしております。

この中では公募をする、あるいは期間をどれくらいするといったものが、主に決定されるという形になります。

それを受けまして、8月4日、来週の月曜日から9月3日まで指定管理の公募を行います。

この公募につきましては、別海広報でのお知らせについては既に間に合いませんので、別海町のホームページ、または、きょう一部お見えになっておりますけども、マスコミの方の力を借りながら、新聞記事、そういったものに掲載し、お知らせしていきたいというふうに考えています。

そして、9月3日まで公募を行いまして、この公募の状況につきましては、9月に開催されます定例会のときにお知らせしようというふうに考えています。

これを議会のほうに状況を報告した後、公募を受けての選定委員会を9月の下旬に考えています。この選定委員会で決定されたものを、議会のほうに指定管理の指定に関する議決、あるいはそういったものを臨時議会という形で議決を伺うというふうに考えています。

これを受けまして、前にお話ししておりますように、郊楽苑とは10月14日限りで明け渡すという合意書を取り交わしておりますので、10月15日、新しく指定管理を受ける方と基本協定、あるいは年度協定、そういったものを10月15日に結んで、なるべく早い時期の営業開始を希望しておりますけども、長くて12月1日から営業開始という形で、今、公募のほうもそのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 後段の御質問にお答えします。

まず、20年に賃貸で民間の方にやっていただくということを決断し、現在に至っているということです。

そのときの我々が考えた最大の問題は、財政の問題です。非常に厳しい財政状況の中で、毎年多額の予算をあの当時の郊楽苑につぎ込んでいく。これは当然耐えられないということが、第一のあのとき民間に移行した最大の原因であります。

したがって、そういう中で最小の経費で最大限の効果を出していただける。それはもう民間の人をお願いするしかないだろうという思いで、制度を変えてきたということであります。

その間、これからもこの施設を継続していくということで、町民の皆さん含めて、そういう思いでおられるならば、これからも継続して運営していかなければならない。そういう中では、あのときから5年を経過して、まさに民間の力だけでは経営がなかなか持続は

できないだろう。そんなことを我々は経営の状況等を判断して、今回、議会の皆さん、検討委員会の皆さんはもちろん、いろいろな町民の皆さんからの御意見を伺いながら、指定管理者制度に戻したということでもありますので、今までよりは財政的には持ち出しがふえる。これは仕方がないことだと思います。

しかし、そういうこと的前提の中で、やはりあの施設はこれからもこの町に必要な施設であるという思いの中で、そういう道を選択し、今、条例の制定を提案しているということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 1点目の質問に関しては今、部長のほうから口頭で説明があったのですが、産業の委員会ではペーパーでもらっているわけなのですか。

できれば全議員さんにも、同じ情報共有するという観点からすると資料請求という方法がいいのか、ちょっとその辺、個人的にはそのほうがいいのかと思うのですが、それは可能かどうか、議長にお聞きしたいのですが、それがまず1点と、それから2点目の、今、町長のほうの財政状況が当時厳しかったからということなのですか、この5年、6年、額の変動がありますけども、財政的には億単位の経常黒字があったのではないかなということになると、やっぱり政策的な変更なのではないかなというふうには個人的に思うのですが、状況が変わったからという説明なのですか、その辺の考え方に関して政策を変えるのだと、そういうふうに言ってもらえると理解しやすいというか、そう思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、1点目の質問を確認いたします。

それは、正式な資料請求を発言されましたか。

はい、西原議員。

○5番（西原 浩君） はい、資料請求いたします。

○議長（渡邊政吉君） はい、わかりました。

ただいま西原議員から、ふるさと交流館の今後のスケジュールについて資料要求がありましたが、本会議として資料を要求することに皆様の御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

それでは所管において、後ほど御提出をお願いしたいと思います。

この資料は、産業建設常任委員会に提出されたものと同様のものだと思っておりますが、それでよろしいですね。それでは、そのように決定いたしました。

それでは、後段のほうの質問について、町長。

○町長（水沼 猛君） いわゆる郊楽苑の問題に関して、政策の変更ということですが、それは明らかに変更ですよ。政策の変更です。

当然、我々は20年と19年当時、そのような厳しい財政状況の中で、この政策変更をしると言っても、それは無理ですよ。

したがって、そういう郊楽苑を含めて、さまざまな町民の皆さんには我慢をするところは我慢してもらって、そして我々も、しっかり行財政改革取り組んで、そういう中で徐々に財政状況も何とかこの辺までだったら対応できるだろうと、そして町民の皆さんも含めて、そういう思いであるならばやりましょうということに変更ですよ。これは、間違いなく。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） ちょっと確認の意味で、産業振興部長のほうから今後のスケジュールの予定ということで、口頭でございました。

資料請求して、それそのものが私たちの手に渡るわけでございますけれども、以前に全員協議会等で部長のほうから、このスケジュールの予定について、どうも私は聞いた覚えがあるなというふうに今、思うわけですが、以前1回、全員協議会等で説明されたのではないかなというふうに思います。

ただ今回は、そのスケジュール等に日にちのずれが出てきたということの中での新しい資料を渡すと、こういう意味になるのかなと、そこら辺ちょっと確認をしたいと思いません。

前に、今後のスケジュール等について説明があったなというふうに感じているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今、戸田議員おっしゃられましたように、スケジュールについては以前お配りしていたかなというふうに思っているのですが、先ほど言いましたように、日にちがずれてきておりますので、今現在のものを後でお配りしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊政吉君） 中村議員については、規定の3回の質問が終わっていますので御了承ください。

ほかの議員、ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） それでは、ないようですので、以上で質疑を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま皆様のお手元に、先ほど西原議員から要求がありました資料をお配りいたしました。

つきましては、この配られた資料について、何か特別皆さんからございますか。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

それでは、これから討論に入ります。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 余りにも説明がなさすぎると、それで今後のことについてもお

聞きをしました。

これからですね、実際に経営がどういふふうになっていくのかということは、やっぱり町民にとっては一番関心の的であります。

そういうことからいって、議会の責任として町の考え方がどういふ方向になっているのか。具体的な問題も含めてですね、それをきちんとチェックをするというのが議会の責任でありますから、その点についてもお聞きをしたわけですが、十分な説明が行われるというめどは答弁の中からは見えなかった。選定委員会の前に、さまざまな情報というものは出せないのだというような御答弁でもありました。

では、議会はどういふふうチェックをすればいいのかという問題になります。

そういうことから、条例そのものよりも、その出し方、説明の仕方、町民に納得いくような形で提出しているか。基本姿勢として、大変大きな問題があるというふうに思いません。

そういう点で、これには賛同するというわけにはいかないということであります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 私は賛成の立場で討論したいと思います。

以前、交流館設置条例の制定に伴う説明については、全員協議会等で行われているわけでございます。

ただいまスケジュール等が出てきましたけれども、そのときにも説明があったわけでございますし、議会では、それぞれ皆さんに周知しているとおおり、各委員会が終わった資料については、議員控室に置いているので見てくださいという取り決めがこの前行われたわけでございます。

そういう意味では、その資料等を見ていないというのが、私はちょっと合点がいかないわけでございますけれども、その中に今後10年間にかかる経費等も既に示されているわけでございますし、この交流館については、町民の皆さんの中にも大変期待を持っている人が大勢おられます。

そうした中で、いろいろただいま議論があったわけでございますけれども、その手法はともかくとしまして、そういう町民の考え方、意見そういうものをとらえた中での町の提案であろうなど、そのように思っているところでございます。

そのようなことで、やはり今後、現在の郊楽苑そのものを継続していかなければならないというふう考えるわけでございます。

なお、今後、この前10年間の経費等が示されたわけでございますけれども、その示された案に沿ってですね、余り大きな経費がかからない、もちろんかかれば町の財政が圧迫されるわけでございますので適切に進められるものと信じまして、私は賛成討論いたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。
したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第60号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第5 議案第60号財産の取得について、消防ポンプ自動車購入を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(河嶋田鶴枝君) 議案第60号の内容説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、消防ポンプ自動車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,907万4,400円(内消費税及び地方消費税額289万4,400円)。

4、取得の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は7月28日で、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会、株式会社北海道モリタの3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,642万円、最低入札価格は3,618万円で、最低入札者であります本案の株式会社北海道モリタと現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月20日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

この消防ポンプ自動車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元ですが、車型はSDG-FD7JEA、乗車定員6名、全長5メートル94.7センチ、全幅2メートル23センチ、全高2メートル54センチ、総排気量6.403リットル、最大出力220馬力。

消火装置関係は、性能、自治省政令の規定によるものです。

消火装置は、水ポンプ装置、水槽、圧縮空気泡消火装置などを搭載しております。水槽容量は900リットルというものです。

2ページには、上から見た平面図及び側面図と背面図を記載しております。

以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第61号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 議案第61号財産の取得について、塵芥収集車購入を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第61号の内容説明をいたします。

議案の7ページをお開きください。

本案も、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、塵芥収集車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、1,603万8,000円（内消費税及び地方消費税額118万8,000円）。

4、取得の相手方、釧路市入江町2番23号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店、支店長今井忠男。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は7月28日で、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、UDトラックス道東株式会社釧路支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1,530万円、最低入札価格は1,485万円で、最低入札者であります本案の三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店と現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月20日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。

このじん芥収集車につきましても、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元ですが、型式はQKG-FK62FHZ1、乗車定員は3名、全長7メートル82センチ、全幅2メートル29センチ、全高2メートル79センチ、総排気量7.545リットル、最大出力240馬力、荷箱容積は、10立方メートルというものです。

4 ページには、上から見た平面図及び側面図と背面図を記載しております。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 報告第4号専決処分の報告について、工事請負契約の一部変更を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 報告第4号の内容説明をいたします。

議案8ページをお開きください。

報告第4号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年7月7日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年12月10日議案第93号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億2,744万円（内消費税及び地方消費税額944万円）」を「1億3,010万7,600円（内消費税及び地方消費税額963万7,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、本工事の路盤材について、コンクリート再生骨材にて積算しておりましたが、各再生プラントに出荷可能な再生骨材がなかったことから、天然骨材である切り込み砂利へ変更したことにより266万7,600円増額となったものです。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

平成26年第3回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時30分

◎町長挨拶

○議長（渡邊政吉君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本臨時会に提出をいたしました全ての議案につきまして、慎重審議をいただき、御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

閉会に当たりまして、本年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢白別演習場における分散実施について、御報告をさせていただきます。

この件につきましては、昨日7月30日付けで、北海道防衛局企画部長より通知があったところでございます。

通知の内容ですが、訓練の規模につきましては大隊レベルで、支援部隊を含む人員は約430名、車両は約100両、期間は平成26年8月中旬から9月中旬までの間で、実弾射撃訓練は8月24日から9月4日までのうちの10日間でございます。

砲種及び砲数につきましては、155ミリ榴弾砲12門、射撃時間は8時30分から22時までの間で、16時30分から19時までの間は除くという内容でございます。

また、訓練に伴います米海兵隊装備品等の陸上輸送は、8月19日に矢白別演習場に向かって花咲港を出発する予定ということであります。

この内容につきましては、町のホームページへ掲載するとともに、町からお知らせとして近日中に新聞折り込み、各戸に配布させていただくことといたしております。

また、この訓練実施の通知を受けて、8月11日には矢白別演習場に係る周辺4町と北海道で構成をしております矢白別演習場関係機関連絡会議といたしまして、北海道防衛局に対し、昨年の演習場外着弾事故の発生に鑑みまして、安全管理の徹底や情報提供のあり方など、7項目について要請を行うことといたしております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、関係機関と連携の上、円滑で安全な演習の実施に協力していくこととしておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

この後でございますが、9月の定例会までは議会を招集する予定は今のところございませんが、定例会の日程につきましては、後日御連絡をさせていただきます。

議員各位におかれましては、何かと御多忙な時期を迎えることと存じますが、ぜひ日程を調整いただき、御参集賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、本日の臨時会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、議員各位及び理事者、管理職の皆さん、大変お疲れさまでございました。

なお、この後、事務局から連絡事項が若干ございますので、議員各位はそのまま自席でお待ちを願いたいと思います。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員